

感染症予防対策に関する指針

～感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針～

令和6年4月1日制定

当法人各事業所内において、感染症・食中毒の予防・まん延防止に取り組むため、この基本指針を定めます。

1. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的考え方

事業所で感染症が一旦発生すると集団発生となることも多く、また職員が感染症を媒介するリスクがあることについて、理解する必要があります。事業所の感染症・食中毒の発生、まん延防止に取り組むに当たっての基本理念を理解し、事業所全体でこのことに取り組みます。

2. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本方針

1) 感染症・食中毒の予防・まん延防止のために、担当者を決め、委員会を設置するなど事業所全体で取り組みます。

2) 平常時の対応

① 事業所内の衛生管理

当事業所では、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、事業所内の衛生保持に努めます。また手洗い場の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心掛け、換気、清掃、消毒を定期的を実施し、事業所内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

② 感染症対策

職員の手洗い、手指消毒を徹底し必要に応じマスク等個人用防護具（PPE）を着用します。また、血液、体液、排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処します。

利用者の異常の兆候を出来るだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

③ 家族への衛生管理の周知徹底を図りまん延防止を図ります。

3) 発生時の対応

万一感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処手順」「新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画（BCP）」等に従い、感染の拡大を防ぐため次の対応を図ります。

① 発生状況の把握

② まん延防止のための措置

- ③ 有症者への対応
- ④ 関係機関との連携
- ⑤ 行政への報告

管理者は、次のような場合には迅速に川薩保健所に報告を行い発生時の対応などの指示を仰ぎます。

《報告が必要な場合》

- ア 同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を感染症の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合

※ イについては、同一の感染症などによる患者等が、ある時点において10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合であって、最初の利用者等が発生してからの累積の人数ではないことに注意

《報告する内容》

- ア 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数
 - イ 感染症又は食中毒が疑われる病状
 - ウ 上記の利用者への対応や事業所における対応状況
- ※ 尚、医師が感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準該当する利用者又はその疑いのある者を診断した場合は、これらの法律に基づき保健所等への届出を行います。

3. 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する体制

1) 感染対策委員会の設置

(1) 設置目的

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討することを目的に設置します。

(2) 感染対策担当者は各事業所の管理者とします。

(3) 感染対策委員会の構成員

- ・ 理事長 (委員長)
- ・ 管理者 (副委員長)
- ・ サービス管理責任者 (委員)
- ・ 主任 (委員)
- ・ 生活支援員、職業指導員 (委員)

- ・栄養士（委員）
- ・その他理事長が必要と認めるもの

(4) 感染対策委員会の開催

委員会は定期的に3カ月に1回以上開催します。ただし、必要に応じて随時開催します。

(5) 委員会の役割

- ① 感染症予防対策及び発生時の対応の立案
- ② 各指針・各マニュアルの作成
- ③ 発生時における事業所内連絡体制及び行政機関への連絡体制の整備
- ④ 新規利用者の感染症の既往の把握と対応策
- ⑤ 各担当での感染対策実施状況の把握と評価
- ⑥ 感染防止のための職員研修（2回以上/年）・訓練（シミュレーション）（2回以上/年）及び新規採用者の教育

2) 職員の健康管理

- (1) 健康診断に関する取扱要領に基づき年1回の健康診断を実施します。
- (2) インフルエンザ等の予防接種等について、接種の意義、有効性、副作用の可能性等を職員へ十分説明の上、予防接種(任意)を行います。
- (3) 職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため完治まで適切な処置を講じます。

4. 職員に対する教育・研修

職員に対して、感染症対策の基礎知識の徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り職員教育を行います。

- ① 研修会を年2回以上開催します。
- ② 新規採用者に感染対策の教育・研修を行います。
- ③ 感染症の予防及びまん延防止のため訓練【シミュレーション】を年2回以上行います。

5. 感染症、食中毒の予防、まん延防止における各職種の役割

1) 理事長

- ① 感染症・食中毒の予防、まん延防止体制の統括責任
- ② 感染症発生時の行政報告

2) 管理者

- ① 基本手順の教育と周知徹底
- ② 衛生管理、安全管理の指導

- ③ 予防対策への啓発活動
- ④ 早期発見・早期予防の取り組み
- ⑤ 職員への教育、指導の徹底

3) サービス管理責任者

- ① 予防・まん延防止対策の強化
- ② 緊急時連絡体制の整備（行政機関、事業所、家族）
- ③ 経過記録の整備
- ④ 相談支援事業所等との連携を図る
- ⑤ 家族への対応

4) 生活支援員、職業指導員

- ① 対応マニュアルに沿ったケアの確立
- ② 事業所内職員との連携
- ③ 利用者の状態把握
- ④ 衛生管理の徹底
- ⑤ 経過記録の整備

6 感染症・食中毒まん延防止に関する指針の閲覧について

この指針は、当法人ホームページでいつでも閲覧することができます。

<附則>

本方針は、令和6年4月1日から適用する。